

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成28年3月15日（平成28年（行個）諮問第49号）

答申日：平成28年5月19日（平成28年度（行個）答申第11号）

事件名：本人とのメールでの連絡手段を一方的に取りやめたことに関してメールという連絡手段を通常は認めないことの根拠に関する文書の不開示決定（不存在）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定諮問事件の理由説明書に記載された『一般の開示請求者と同様の連絡手段』として、『関係者間で認識の共有』を行い、それまで続けていた特定個人とのメールでの連絡手段を一方的に取りやめたことに関する『一般（の連絡手段）』と『特別（の連絡手段）』の峻別（メールという連絡手段を通常は認めないこと）の根拠に関する文書 \*法令，経済産業省の規程，マニュアル等文書の種別は問わない。」（以下「本件文書」という。）に記載された本人に係る保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成28年2月10日付け20160113統第1号により経済産業大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

今回、不開示決定とされた開示請求は、異議申立人の開示請求等に関する窓口をしている特定職員が、特定年月日、異議申立人が提出した異議申立書に関連し、特定職員が在席していることを確認した上で、それまでと同様に、特定職員に対しメールで補正の有無のみを確認した際に返信がなく、もう既に開示請求窓口も閉まってしまった帰宅時に電話で補正はある旨の連絡をしてきた特定職員に対し、メールの返信をもらえなかった理由を尋ねたところ、「命令があったため」との回答があり、日を改めて、個人情報保護室職員立会いの下、命令の根拠を特定職員に確認したところ、「（異議申立人に対しての）特別なサービスはやめるとい

う意図」との回答があったことが発端である。

その後、理由説明書においては、表現が多少変わり、「一般の開示請求者と同様の連絡手段とする」という意図でメール連絡をやめたことについて「関係者で認識を共有」と記載されていたことから、異議申立人としては、主に、特定部署との関係で異議申立人に示された「一般」と「特別」の根拠を確認するために行った開示請求である。

そのため、開示請求した文書は、「全ての法令、経済産業省の規程、マニュアル等文書の種別は問わない。」とあえて対象範囲を強調して記し、特定部署のみの内部文書等の存在の可能性も想定したが、不開示理由として記載されている「該当する文書を作成・取得していないため」だけでは、メールという連絡手段を特定部署としてやめた根拠とした文書が存在しないことが、特定部署はもちろん、経済産業省全体として精査された結果なのかが全く不明確なため、その疑問の解消も含め、改めて経済産業省全体として、開示すべき文書が存在しないかどうかを精査いただくため異議申立てを行うものである。

## (2) 意見書

本件については、異議申立人の誤りにより法ではなく、行政機関の保有する情報の公開に関する法律で請求及び不服申立てを行ってしまったがために、平成27年度（行情）答申第650号として審査会に審査してもらった事件を、法に基づくものとして改めて開示請求を行ったものである。

その意味では、異議申立人の基本的な主張については当該答申の審査時に提出した意見書と何ら変わりはないので、同じ記述での提出は差し控えさせてもらうことにした。

その上で、諮問庁の一部の「関係者」に申し上げたいことは、異議申立人の前回主張のとおり、「一般」の扱いとしてはむしろメールを連絡手段として認めるべきであるとすれば、事前の予告もなく、異議申立人が補正の有無を確認したタイミングから、お互いに利用していたメールという連絡手段を一方的に取りやめ、今日現在も、メールでの応答を拒絶し続けている対応は、審査会への理由説明書に関係者が記載・提出した「一般」ではなく、むしろ「特別」な扱いであり、私への「差別」的行為としか受け止められない。

「関係者」は、前回の異議申立人の主張を把握しているのであり、それでもなお、諮問庁の規定等を逸脱した「差別」的行為を、根拠たる規定等すら開示し得ない中で続けている、後ろめたいことがなければ思いつかないような恥ずべき行為は、恥ずかしく、残念としか例えようがない。

情報公開法制はもとより、国家公務員にとっての基本法たる国家公務

員法にも抵触する行為であることを「関係者」が認識し、本件に限らず、不当・不適切な行為を自ら認め、反省し、改めて欲しいと切に願う。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分における処分庁の決定及びその理由

異議申立人が行った本件文書に記載された本人に係る保有個人情報の開示請求に対し、処分庁は、本件文書を作成・取得していないため、法18条2項の規定により、保有個人情報の開示をしない旨の原処分を行った。

#### 2 異議申立人の主張についての検討

異議申立人は、処分庁が不開示とした理由が不適切・不十分として、改めて不開示の理由を示すとともに、本来開示されるべき文書があればその開示を求めているので、原処分の妥当性について検討する。

##### (1) 本件開示請求における付記すべき理由について

異議申立人は、行政手続法8条に照らして、原処分の不開示理由が不十分・不適切と指摘している。理由記載の程度については、これまでの判例等において「根拠法条を示す程度のものでは足りず、処分を具体的に根拠づけるものでなければならない」(コンメンタール行政法Ⅰ 行政手続法・行政不服審査法(第2版))とされており、原処分において、「該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした」とする理由を明記していることから、不開示理由が不十分・不適切との指摘は当たらないものとする。

##### (2) 保有個人情報の特定について

諮問庁は、異議申立人の主張も踏まえて改めて本件開示請求を主管する特定部署及び法の所管部署である個人情報保護室において本件対象保有個人情報の探索を行ったが、一般の開示請求者と同様の連絡手段によって対応することに関する関係者間での認識の共有については、口頭により行われたため、該当する本件対象保有個人情報は保有しておらず、開示請求のあった保有個人情報については、該当する行政文書を作成・取得していないため不開示とした原処分は妥当である。

#### 3 結論

以上のとおり、本件異議申立てについては何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ① 平成28年3月15日 | 諮問の受理         |
| ② 同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月5日     | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ 同月22日      | 審議            |

⑤ 同年5月17日

審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、経済産業省において異議申立人との電子メールによる連絡手段を取りやめたことについて、電子メールという連絡手段を通常は認めないことの根拠に関する文書に記載された本人に係る保有個人情報である。

諮問庁は、本件対象保有個人情報を作成・取得していないとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

### 2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

本件対象保有個人情報の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、異議申立人による開示請求や異議申立てに関し、異議申立人から電子メールによる連絡があったことを受け、異議申立人との連絡手段として電子メールを使用していたが、郵送や電話により対応することを本件開示請求を主管する特定部署等の関係者の間で口頭にて確認したものであり、経済産業省には、電子メールという連絡手段を通常は認めないことの根拠となる法令等は存在せず、異議申立人との電子メールによる連絡手段の取りやめに係る意思決定に関する文書は作成しておらず、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有していないとのことであった。

諮問庁の上記説明に特段不自然、不合理な点はなく、他に本件対象保有個人情報の存在をうかがわせる事情も認められないことから、経済産業省において、本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

### 3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、経済産業省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久